

高知県自走式仮設トイレカー貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第8条の規定に基づき、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課（以下「南海トラフ地震対策課」という。）が管理する自走式仮設トイレカー（以下「トイレカー」という。）を、県民の防災意識の向上を目的に貸し付けることに関し、必要な事項を定める。

(貸付内容)

第2条 貸付を行うトイレカーは、次の表のとおりとする。

配備場所	住所	電話番号	登録番号
総合防災対策推進 安芸地域本部	高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番36号 高知県安芸 総合庁舎5階	0887-34-8520	高知800す585
総合防災対策推進 中央東地域本部	高知県南国市大桶甲1592 番地 高知県中央東土木 事務所1階	088-863-2570	高知800す586
総合防災対策推進 中央西地域本部	高知県吾川郡いの町1381 番地 高知県伊野合同庁 舎1階	088-892-6580	高知800す584
総合防災対策推進 須崎地域本部	高知県須崎市東古市町6 番26号 高知県須崎第二 総合庁舎4階	0889-42-0510	高知800す577
総合防災対策推進 幡多地域本部	高知県四万十市古津賀4 番61号 高知県中村合同 庁舎3階	0880-34-2670	高知800す578

(貸付対象者)

第3条 トイレカーの貸出しの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 知事部局、教育委員会事務局、議会・各委員会事務局、警察本部及び公営企業局
- (2) 市町村
- (3) 知事若しくは副知事又は双方が、委員又は役員に就任している法人又は任意団体
- (4) 前3号のほか、南海トラフ地震対策課長が特に認める者

(貸付対象活動)

第4条 トイレカーの貸付対象とする活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 環境美化活動
- (2) スポーツ、文化、イベント活動

- (3) 防災、防犯、交通安全活動
- (4) 県の事業と密接な関係を有する活動
- (5) 前4号のほか、南海トラフ地震対策課長が特に認める活動

(貸付方法)

第5条 貸付を希望する者（以下「貸付希望者」という。）は、南海トラフ地震対策課長に「高知県自走式仮設トイレカー貸付申請書兼誓約書（別記1号様式）」を、原則として貸付希望開始日の前日から起算して20日前の日までに提出するものとする。ただし、当該期間により難しい場合は、南海トラフ地震対策課長が期間を短縮することができる。

2 南海トラフ地震対策課長は、前項による申請が適当と認められるときは、本来の用途等における使用等に支障が生じない範囲で、「高知県自走式仮設トイレカー貸付承認通知書（別記2号様式）」により通知を行った上で、貸付希望者に対して貸し付けるものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は原則として、先着順とする。

3 南海トラフ地震対策課長は、前項による申請が適当でないと認められ、貸付を許可しないときは、その理由を付して「高知県自走式仮設トイレカー貸付不承認通知書（別記3号様式）」により通知するものとする。

4 貸付を受ける者（以下「借受者」という。）は、南海トラフ地震対策課長が第2条に定める配備場所でトイレカーを受け取り、借受者が使用する場所へ移送し、貸付期間満了日までに同所に返却するものとする。

5 トイレカーを借り受けて使用する者は、前項の受取り及び返却の時に、職員の車両確認を受けるとともに、「高知県自走式仮設トイレカー受取（返却）車両確認書（別記第4号様式）」に署名するものとする。

6 借受者は、高知県自動車の運転及び管理規程（昭和36年12月高知県訓令第33号）第3条に定める「自動車使用記録簿」にその日の運行状況等を記録するとともに、「高知県自走式仮設トイレカー貸付利用実績報告書（別記第5号様式）」を作成し、貸付期間満了後に南海トラフ地震対策課長に報告しなければならない。

7 トイレカーのみの貸付とし、原則、職員の派遣は行わない。

(貸付期間)

第6条 貸付期間は、原則として7日以内とする。ただし、南海トラフ地震対策課長が特に必要と認める場合は、貸付期間を延長できるものとする。

(貸付料金)

第7条 貸付料金は、無償とする。

(費用負担等)

第8条 借受者は、トイレカーの運搬に要する運転手、燃料費（返却時に満タン給油を行うこと。）、各種消耗品費、その他必要経費を負担するものとする。

2 借受者は、トイレカーの使用後、第5条第4項の返却までに、借受者の負担で汚

水タンク内のし尿の処理を法令に基づき適切に行うとともに、清掃を行い、貯水タンクの排水及びトイレ室内の清掃を実施するものとする。

- 3 借受者は、貸付期間中に法令の違反等による反則金、科料及び罰金を科されたときは、これを負担するものとする。

(損害の負担)

第9条 南海トラフ地震対策課長は、借受者が、貸付期間中にトイレカーを毀損し、滅失し、みだりに原形を変更し、使用目的以外の用途に供し、第三者に転貸し、又はその他南海トラフ地震対策課長が定める事項に反したと認められるときは、貸付を解除し、借受者に対し、トイレカーを原形に復させ、又はその損害を賠償させることができる。

- 2 借受者は、トイレカーの貸付期間中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反したときは、同法その他の法令に定められた措置を取り、直ちに南海トラフ地震対策課長に報告するとともに、高知県が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、南海トラフ地震対策課長及び加入保険先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。
- 3 借受者は、前項の事象が発生した場合は、速やかに、「高知県自走式仮設トイレカー貸付事故等報告書（第6号様式）」に南海トラフ地震対策課長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。
- 4 トイレカーの使用により借受者が被った損害に対しては、南海トラフ地震対策課は一切その責めを負わないものとする。

(遵守事項)

第10条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) トイレカーを使用して、営利目的の活動を行わないこと。
- (2) トイレカーを使用して、高知県が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならないこと。
- (3) トイレカーを使用して、高知県の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならないこと。
- (4) トイレカーを第三者に転貸してはならないこと。
- (5) トイレカーを使用する際は、破損、汚損又は紛失することのないよう細心の注意をもって取り扱うとともに、使用後は破損等がないか必ず確認すること。また、破損等があった場合は、前条第2項及び第3項の規定に基づき対応すること。
- (6) トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮すること。

(雑則)

第11条 貸付期間中であっても、発災等により南海トラフ地震対策課においてトイレカーを公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、いつでも貸付を解除する

ことができるものとする。

- 2 前項の規定による貸付の解除があった場合には、借受者は速やかに南海トラフ地震対策課長が指定する場所にトイレカーを返却すること。
- 3 発災時における被災地への貸付については、別途南海トラフ地震対策課長及び貸付希望者（貸付後は借受者）が協議して定める。
- 4 この要領に定めのない事項で、必要な事項は、その都度南海トラフ地震対策課長及び貸付希望者（貸付後は借受者）で協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年7月21日から施行する。